昭和三十九年公正取引委員会規則第一号

中小企業等協同組合法第七条第三項の規定による届出に関する規則

私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和二十二年法律第五十四号）第七十六条の規定に基づき、中小企業等協同組合法（昭和二十四年法律第百八十一号）第七条第三項の規定による届出に関する規則（昭和三十年公正取引委員会規則第二号）の全部を改正するこの規則を制定する。

事業協同組合又は信用協同組合は、中小企業等協同組合法（昭和二十四年法律第百八十一号）第七条第一項第一号イ若しくはロに掲げる者以外の事業者が組合に加入し、又は事業者たる組合員が同号イ若しくはロに掲げる者でなくなったときは、別記様式に従い、その旨の届出書一通を作成し、当該組合の定款、組合の行っている事業に関する規約、組合員名簿、役員名簿、組織図並びに事業報告書及び事業計画書を作成している場合にはこれらの写し並びに届出の原因となった組合員の最終の貸借対照表及び損益計算書を添付して、これを公正取引委員会に提出しなければならない。この場合において、当該事業協同組合又は信用協同組合が添付書類をインターネットを利用して公衆が閲覧できる状態に置いているときは、当該書類の添付を省略することができる。

附　則

この規則は、公布の日から施行する。

附　則（昭和四七年五月一五日公正取引委員会規則第三号）

この規則は、沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律（昭和四十六年法律第百二十九号）の施行の日（昭和四十七年五月十五日）から施行する。

附　則（昭和四八年二月一日公正取引委員会規則第二号）

この規則は、昭和四十八年三月一日から施行する。

附　則（昭和四八年一〇月一五日公正取引委員会規則第四号）

この規則は、中小企業者の範囲の改定等のための中小企業基本法等の一部を改正する法律（昭和四十八年法律第百十五号）第二条の規定の施行の日から施行する。

附　則（平成元年四月二七日公正取引委員会規則第二号）

この規則は、公布の日から施行する。

附　則（平成六年一月一八日公正取引委員会規則第三号）

1　この規則は、平成六年四月一日から施行する。

2　改正前の様式は、当分の間、改正後の様式に代えて使用することができる。

附　則（平成一一年一二月三日公正取引委員会規則第五号）

この規則は、中小企業基本法等の一部を改正する法律（平成十一年法律第百四十六号）第四条の規定の施行の日から施行する。

附　則（平成一八年三月二九日公正取引委員会規則第四号）

一　この規則は、平成十八年四月一日から施行する。

二　改正前の様式は、当分の間、改正後の様式に代えて使用することができる。

附　則（平成一八年四月二八日公正取引委員会規則第八号）

1　この規則は、会社法（平成十七年法律第八十六号）の施行の日から施行する。

2　改正前の様式は、当分の間、改正後の様式に代えて使用することができる。

附　則（令和元年五月一〇日公正取引委員会規則第一号）

この規則は、公布の日から施行する。

附　則（令和元年六月二八日公正取引委員会規則第二号）

この規則は、令和元年七月一日から施行する。

附　則（令和二年一二月二五日公正取引委員会規則第七号）

この規則は、令和二年十二月二十五日から施行する。

様式（用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とする。）

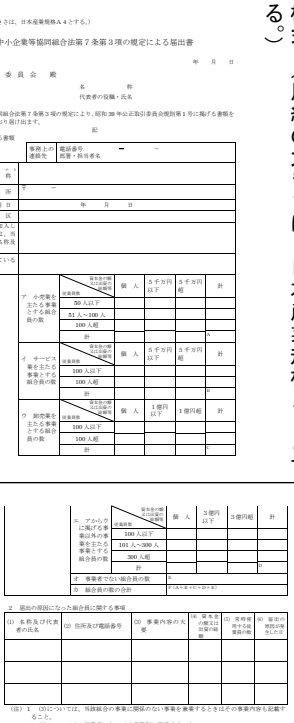

（用紙の大きさは、日本産業規格A４とする。）

中小企業等協同組合法第７条第３項の規定による届出書

年　月　日

公正取引委員会　殿

名　　称
代表者の役職・氏名

中小企業等協同組合法第７条第３項の規定により、昭和39年公正取引委員会規則第１号に掲げる書類を添え、下記のとおり届け出ます。

記

１　組合に関する書類

事務上の連絡先	電話番号	－ －	
	所属・氏名		

(1) ふりがな 名称						
(2) 住所	〒 －					
(3) 設立年月日	年　月　日					
(4) 地区						
(5) 連合会に加入しているときは、当該連合会の名称及び住所						
(6) 現に行っている事業の内容						
(7) 組合員の数	ア　小売業を主たる事業とする組合員の数	常時使用する従業者の数 / 従業員数	個人	5千万円以下	5千万円超	計
		50人以下				
		51人～100人				
		100人超				
		計				
	イ　サービス業を主たる事業とする組合員の数	常時使用する従業者の数 / 従業員数	個人	5千万円以下	5千万円超	計
		100人以下				
		100人超				
		計				
	ウ　卸売業を主たる事業とする組合員の数	常時使用する従業者の数 / 従業員数	個人	1億円以下	1億円超	計
		100人以下				
		100人超				
		計				
	エ　アからウに掲げる事業以外の事業を主たる事業とする組合員の数	常時使用する従業者の数 / 従業員数	個人	3億円以下	3億円超	計
		100人以下				
		101人～300人				
		300人超				
		計				
	オ　事業者でない組合員の数					
	カ　組合員の数の合計					＊オ(A)＋カ＝ウ＋エ

２　届出の原因となった組合員に関する事項

(1) 名称及び代表者の氏名	(2) 住所及び電話番号	(3) 事業内容の大要	(4) 常時使用する従業者の数又は出資の額	(5) 常時使用する従業員の数	(6) 届出の期日の属する月日

（注）１　(3)については、当該組合の事業に関係のない事業を兼業するときはその事業内容も記載すること。
２　(5)については、兼業者にあっては事業別に記載すること。

３　届出の原因となった組合員が組合に加入し、又は引き続き組合員であることが必要である事由
(1)　組合にとっての事由

(2)　届出の原因となった組合員にとっての事由

４　その他参考となるべき事項

５　添付書類
(1)　当該組合に係る書類
ア　定款、組合の行っている事業に関する規約、組合員名簿、役員名簿及び組織図
イ　次の書類を作成している場合にはこれらの写し（該当するものの□に印を付けること。）
□事業報告書、□事業計画書
(2)　届出の原因となった組合員に係る書類
最終の貸借対照表及び損益計算書（従業員数書）
（注）(1)及び(2)の添付書類については、インターネットを利用して公衆が閲覧できる状態に置いているときは、当該書類を閲覧することができるホームページアドレス（使用する会員と無担保融資（信用組合（昭和四十五年法律第百十八号）第二条第一項第九号のエに規定する会員と無担保融資をいう。）のうちその用に供する部分をインターネットにおいて識別するための文字、番号、記号その他の符号又はこれらの組合せをいう。）等の利用に係る電子計算機に入力することによって当該情報の内容を閲覧し、当該電子計算機に備えられたファイルに当該情報を記録することができるものをいう。）を記載した書面を当該届出書と併せて提出すること。